

令和8年第2回芦屋町議会定例会

会期日程（案）

12日間

自 令和 8年 6月11日

至 令和 8年 6月22日

月 日	曜	種 別	内 容	開始時刻
6月11日	木	本会議	議案上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 (本会議終了後、議会広報委員会)	午前10時
12日	金	本会議	一般質問	午前10時
13日	土	休 会		
14日	日	休 会		
15日	月	本会議	一般質問	午前10時
16日	火	委員会	付託議案審査	午前10時
17日	水	委員会	付託議案審査	午前10時
18日	木	休 会		
19日	金	休 会	予備日	
20日	土	休 会		
21日	日	休 会		
22日	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決 (本会議終了後、全員協議会、議会広報委員会)	午前10時

# 令和8年第2回芦屋町議会定例会

## 議事日程（1）

令和8年6月11日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第13号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 同意第3号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 同意第5号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第6号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第7号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第8号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第9号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第10号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第11号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第12号 芦屋町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第38号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第39号 芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第40号 令和8年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第41号 芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事（電気設備）請負契約の締結について
- 日程第19 議案第42号 城山公園法面整備工事（唐戸側）請負契約の締結について

日程第20	議案第43号	移動式排水ポンプ等購入契約の締結について
日程第21	議案第44号	タウンバス中型車両購入契約の締結について
日程第22	承認第2号	専決処分事項の承認について
日程第23	承認第3号	専決処分事項の承認について
日程第24	報告第4号	令和7年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第25	報告第5号	令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第26	報告第6号	令和7年度芦屋町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
日程第27	報告第7号	令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第28	発議第1号	観光施策の推進に関する決議について

令和8年5月19日

芦屋町議会議長 辻 本 一 夫 殿

総務財政常任委員会

委員長 内 海 猛 年 

### 総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	議 案 名	審査結果	
議案第13号	芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	賛成多数	一部修正 可 決

#### 修正

議案第13号については、次のとおり修正する。

別表第1中「966,100円」を「919,200円」に、「641,500円」を「458,800円」に改める。

附則を「この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。」に改める。

同意第3号

芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任について

芦屋町固定資産評価審査委員会委員縄田孝志氏は、令和8年6月21日をもって任期満了となるので、再度同氏を委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 縄田 孝志
- 2 生年月日 昭和33年11月21日
- 3 住 所 芦屋町大字山鹿

同意第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員松田義春氏の任期満了に伴い、再度同氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、本町議会の意見を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 松田 義春
- 2 生年月日 昭和28年3月1日
- 3 住 所 芦屋町山鹿

同意第5号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 安高 澄夫
- 2 生年月日 昭和28年5月28日
- 3 住 所 芦屋町大字芦屋

同意第6号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 安高 寿倫
- 2 生年月日 昭和56年12月20日
- 3 住 所 芦屋町大字芦屋

同意第7号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 入江 一博
- 2 生年月日 昭和43年1月2日
- 3 住 所 芦屋町大字山鹿

同意第8号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 木原 教茂
- 2 生年月日 昭和55年4月12日
- 3 住 所 芦屋町大字芦屋

同意第9号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 重岡 清麿
- 2 生年月日 昭和61年3月15日
- 3 住 所 芦屋町大字山鹿

同意第10号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 中野 則幸
- 2 生年月日 昭和37年7月26日
- 3 住 所 芦屋町大字山鹿

同意第11号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 本田 勝人
- 2 生年月日 昭和25年5月1日
- 3 住 所 芦屋町大字芦屋

同意第12号

芦屋町農業委員会委員の任命について

芦屋町農業委員会委員に次の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本町議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 氏 名 重留 瑠璃
- 2 生年月日 昭和56年10月5日
- 3 住 所 芦屋町船頭町

議案第38号

芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例

芦屋町事務手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

手数料の名称	単位	金額
住民票の写しの交付	1通	300円
住民票の除票の写しの交付	1通	300円
住民票の記載事項証明	1通	300円
住民票の除票の記載事項証明書	1通	300円
戸籍附票の写しの交付	1通	300円
戸籍の附票の除票の写しの交付	1通	300円
印鑑登録証明	1通	300円
印鑑登録証明の亡失に伴う再登録	1件	400円
身分証明	1通	300円
住民基本台帳の閲覧	1件	300円
埋火葬許可証の写しの交付	1通	300円
所得証明	1件	300円
納税証明	1件	300円
固定資産課税台帳登録事項証明書（土地・家屋）	1通	300円
固定資産課税台帳の閲覧（縦覧期間を除く）	1件	300円
固定資産台帳の閲覧（土地・家屋）	1件	300円
住宅用家屋証明	1通	300円
地籍図の写しの交付	謄写による印刷物 （A3サイズまで）	1枚 300円
地番図（字図）の写しの交付	データ出力による印刷物	1枚 300円

	(A3サイズまで)		
地籍集成図の写しの交付	謄写による印刷物 (A0サイズ)	1枚	800円
地番図電子データの写しの交付	実施機関が用意する電磁的記録媒体に複写したもの (実施機関指定のデータ形式に限る)	1式	10,000円
工事履行証明		1通	300円
市街化区域及び市街化調整区域に関する証明		1通	300円
都市計画用途地域の証明		1通	300円
自動車保管場所使用承諾の交付		1通	300円
町営住宅家賃証明		1通	300円
町営住宅居住証明		1通	300円
その他の証明		1件	300円

#### 附 則

この条例は、令和8年9月14日から施行する。

## 議案第39号

芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例

芦屋町印鑑条例（昭和52年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の交付をうけている者が自ら出頭して前項の申請をしようとするときは、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を職員に提示することをもって、登録証を添えることに代えることができる。

第13条第3項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第13条の2第1項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条の規定による」を削り、「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項（法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されているものに限る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事（電気設備）請負契約の締結について

芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事（電気設備）に関し、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第20号）第2条の規定により、本町議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

記

- 1 契約の目的 芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事（電気設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 一金64,280,651円也（消費税込み）
- 4 契約の相手方 住 所 福岡県北九州市八幡西区鳴水町15番2号  
会 社 名 株式会社 ふちわき  
代表者名 代表取締役 淵脇 政博

## 工 事 請 負 契 約 書 (案)

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 工 事 名      | 芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事(電気設備)  |
| 2 工事場所       | 福岡県遠賀郡芦屋町西浜町3843-1外   |
| 3 工 期        | 令和8年6月30日 から<br>令和9年3月31日 まで  |
| 4 請負代金額      | 一金64,280,651円也<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円5,843,695-)                             |
| 5 契約保証金      | 請負代金額の10/100以上 一金6,430,000円也  |
| 6 請負代金額の支払   | 前 払 有 ・請負代金額の40%以内<br>中 間 前 払 有 ・請負代金額の20%以内<br>完 了 払 完了引渡後、正当な請求書を受理した日から40日以内 |
| 7 契約不適合責任期間  | 引渡の日から1年<br>故意又は重大な過失により生じた場合は民法の定めるところによる                                      |
| 8 建設発生土の搬出先等 | 仕様書に定めるとおり  |

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年6月29日

発注者 住所 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

氏名 芦屋町長 貝掛 俊之

受注者 住所 福岡県北九州市八幡西区鳴水町15番2号

氏名 株式会社 ふちわき

代表取締役 淵脇 政博

# 入 札 結 果 表

- 1 契 約 方 法 一般競争入札
- 2 工 事 名 芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事(電気設備)
- 3 開 札 日 時 令和8年5月22日 14時40分
- 4 開 札 場 所 芦屋町役場2F 財政課
- 5 予定価格(消費税抜き) ￥63,761,000- (事前公表)
- 6 最低制限価格(消費税抜き) ￥58,436,956- (事前公表)
- 7 入札価格(消費税抜き) ￥58,436,956- (落札率 91.6%)
- 8 入札者及び入札価格

入 札 者	入札価格 (消費税抜き)	備 考
1 有限会社 中西電気商会 芦屋支店	58,436,956	
2 伊藤電機 株式会社	58,436,956	
3 北筑電業 株式会社	58,436,956	
4 株式会社 クラフティア 北九州支店	58,436,956	
5 株式会社 ふちわき	58,436,956	くじ決定
6 九昭電設工業 株式会社	58,436,956	
7 九州機電 株式会社	58,436,956	
8 西部電業 株式会社	-	辞退
9 有限会社 大幸電気	-	辞退
10 株式会社 平和電業社	-	辞退

- 9 請負代金額(消費税込み) ￥64,280,651- (うち消費税 ￥5,843,695-)

議案第42号

城山公園法面整備工事（唐戸側）請負契約の締結について

城山公園法面整備工事（唐戸側）に関し、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第20号）第2条の規定により、本町議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- 1 契約の目的 城山公園法面整備工事（唐戸側）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 一金60,623,860円也（消費税込み）
- 4 契約の相手方 住 所 福岡県遠賀郡芦屋町山鹿34-37  
会 社 名 三基建設  
代表者名 代表者 井澤 義則

## 工 事 請 負 契 約 書 (案)

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 工 事 名       | 城山公園法面整備工事(唐戸側)   |
| 2 工事場所        | 福岡県遠賀郡芦屋町山鹿2020   |
| 3 工 期         | 令和8年6月30日 から<br>令和9年3月5日 まで   |
| 4 請負代金額       | 一金60,623,860円也<br>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円5,511,260-)                             |
| 5 契約保証金       | 芦屋町財務規則第72条第1項第1号の規定による(履行保険証券)   |
| 6 請負代金額の支払    | 前 払 有 ・請負代金額の40%以内<br>中 間 前 払 有 ・請負代金額の20%以内<br>完 了 払 完了引渡後、正当な請求書を受理した日から40日以内 |
| 7 契約不適合責任期間   | 引渡の日から2年<br>故意又は重大な過失により生じた場合は民法の定めるところによる                                      |
| 8 建設発生土の搬出先等  | 仕様書に定めるとおり  |
| 9 解体工事に要する費用等 | 別紙のとおり  |

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年6月29日

発注者 住所 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

氏名 芦屋町長 貝掛 俊之

受注者 住所 福岡県遠賀郡芦屋町山鹿34-37

氏名 三基建設

代表者 井澤 義則

## 入 札 結 果 表

- 1 契 約 方 法 一般競争入札
- 2 工 事 名 城山公園法面整備工事(唐戸側)
- 3 開 札 日 時 令和8年5月22日 10時20分
- 4 開 札 場 所 芦屋町役場2F 財政課
- 5 予定価格(消費税抜き) ￥59,905,000- (事前公表)
- 6 最低制限価格(消費税抜き) ￥55,112,600- (事前公表)
- 7 入札価格(消費税抜き) ￥55,112,600- (落札率 92.0%)
- 8 入札者及び入札価格

	入 札 者	入札価格 (消費税抜き)	備 考
1	三基建設	55,112,600	くじ決定
2	株式会社 川建組 芦屋支店	55,112,600	
3	有限会社 潮建設	55,112,600	
4	有限会社 前山建設	55,112,600	
5	有限会社 明和工務店	55,112,600	
6	有限会社 後藤組	55,112,600	
7	芦屋産業 株式会社	55,112,600	
8	株式会社 エトウ 芦屋支店	55,112,600	
9	株式会社 藤コンテック	59,908,046	失格

- 9 請負代金額(消費税込み) ￥60,623,860- (うち消費税 ￥5,511,260-)

## 議案第43号

### 移動式排水ポンプ等購入契約の締結について

移動式排水ポンプ等に関し、次のとおり購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第20号）第3条の規定により、本町議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

### 記

- 1 契約の目的 移動式排水ポンプ等の購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 一金70,950,000円也（消費税込み）
- 4 契約の相手方 住 所 福岡市中央区平尾3丁目17番6号  
会 社 名 ジーエム市原工業 株式会社  
代表者名 代表取締役 澤田 悦幸

## 購 入 契 約 書 (案)

1. 物品の名称 移動式排水ポンプ等
2. 納入場所 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 一金70,950,000円也 (うち消費税・地方消費税6,450,000円を含む)  
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方消費税法の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。
4. 契約保証金 10/100以上 一金7,100,000円也
5. 納入期限 移動式排水ポンプ 令和8年7月15日  
車両 令和9年3月19日
6. 代金の支払方法 検収完了後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年6月29日

発注者	住所	福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号
	氏名	芦屋町長 貝掛 俊之 ㊟
受注者	住所	福岡市中央区平尾3丁目17番6号
	氏名	ジーエム市原工業 株式会社 代表取締役 澤田 悦幸 ㊟

## 入札結果表

- 1 契約方法 一般競争入札
- 2 件名 移動式排水ポンプ等
- 3 入札日時 令和8年5月22日 10時00分
- 4 入札場所 芦屋町役場4F 41会議室
- 5 予定価格(消費税抜き) ￥65,096,000- (事後公表)
- 6 最低制限価格(消費税抜き) 設定なし (事前公表)
- 7 入札価格(消費税抜き) ￥64,500,000- (落札率 99.1%)

## 8 入札者及び入札価格

入札者		入札価格			
		第1回	第2回	第3回	備考
1	愛知ポンプ工業 株式会社 北九州営業所	72,500,000			
2	ジーエム市原工業 株式会社	64,500,000			落札
3	株式会社 福岡トーハツ 北九州営業所	65,400,000			

- 9 契約金額(消費税込み) ￥70,950,000- (うち消費税 ￥6,450,000-)

## 議案第44号

### タウンバス中型車両購入契約の締結について

タウンバス中型車両に関し、次のとおり購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第20号）第3条の規定により、本町議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

### 記

- 1 契約の目的 タウンバス中型車両の購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金32,890,000円也（消費税込み）
- 4 契約の相手方 住 所 福岡県北九州市小倉北区西港町15番15号  
会 社 名 いすゞ自動車九州株式会社 北九州支店  
代表者名 支店長 福間 清二



## 入札結果表

- 1 契約方法 指名競争入札
- 2 件名 タウンバス中型車両
- 3 入札日時 令和8年4月24日 10時00分
- 4 入札場所 芦屋町役場4F 41会議室
- 5 予定価格(消費税抜き) ￥35,206,950- (事後公表)
- 6 最低制限価格(消費税抜き) 設定なし (事前公表)
- 7 入札価格(消費税抜き) ￥29,900,000- (落札率 84.9%)

## 8 入札者及び入札価格

入札者		入札価格			
		第1回	第2回	第3回	備考
1	いすゞ自動車九州株式会社	29,900,000			
	九州日野自動車株式会社				辞退

- 9 契約金額(消費税込み) ￥32,890,000- (うち消費税 ￥2,990,000-)

承認第2号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、本町議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

## 専 決 処 分 書

芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

### 芦屋町税条例の一部を改正する条例

芦屋町税条例（昭和29年条例第109号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等」という。）の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条の前の見出し及び同条並びに第85条の前の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33条の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5

様式」に改め、同条第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に改め、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を削り、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附

則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

**第10条の5** 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮

換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

**第2条** 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の芦屋町税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第

15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

**第3条** 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(芦屋町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第4条** 芦屋町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

承認第3号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、本町議会の承認を求める。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

## 専 決 処 分 書

芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

### 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芦屋町国民健康保険税条例（昭和37年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第28条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の芦屋町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

令和7年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度芦屋町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製し報告する。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

令和7年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	人事給与システム改修事業	1,022,000	1,022,000			1,022,000
		庁舎非常用電源整備事業	197,642,000	197,547,000		197,500,000	47,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票旧氏対応システム改修事業	2,926,000	2,926,000		1,848,000	1,078,000
3 民生費	1 社会福祉費	巡回バス購入事業	5,903,000	5,903,000		5,700,000	203,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	1,040,000	1,038,000		1,038,000	0
7 商工費	1 商工費	生活応援商品券発行事業	206,348,000	24,024,000		10,721,000	13,303,000
8 土木費	2 道路橋梁費	西祇園橋架け替え事業	45,000,000	45,000,000			45,000,000
		栗屋排水ポンプ施設適正管理事業	4,268,000	4,268,000			4,268,000
	5 都市計画費	下水道会計補助事業（過疎債分）	40,000,000	40,000,000		40,000,000	0
	6 住宅費	町営住宅建替計画調査事業	4,950,000	4,950,000			4,950,000
10 教育費	4 社会教育費	中央公民館非常用電源整備事業	133,160,000	133,160,000		127,100,000	6,060,000
	5 保健体育費	総合体育館非常用電源整備事業	107,210,000	107,210,000		107,200,000	10,000
11 災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	栗屋排水ポンプ施設災害復旧事業	70,000,000	54,565,000		41,295,000	13,270,000
合 計			819,469,000	621,613,000	0	532,402,000	89,211,000

報告第5号

令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計建設改良費及び営業費用について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、別紙のとおり計算書を調製し報告する。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

令和7年度 芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	損益勘定留保資金等			
41	1	1階スタンド改修工事	404,500,000	312,420,976	92,079,024	0	0	92,079,024	0		施工実績に伴う進捗率に変更が生じたため
41	1	競走水面浄化設備整備工事	473,000,000	0	473,000,000	0	0	473,000,000	0		入札不調により発注時期が遅れたため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	損益勘定留保資金等			
21	1	1階スタンド改修工事監理委託	10,310,000	0	10,310,000	0	0	10,310,000	0		施工実績に伴う進捗率に変更が生じたため

報告第6号

令和7年度芦屋町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

令和7年度芦屋町公共下水道事業会計継続費について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり継続費繰越計算書を調製し報告する。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

令和7年度 芦屋町公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通 次繰越額 に係る繰 越を要する たな卸資 産の 購入限度 額
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				国庫 補助金	企業債	他会計 補助金 (過疎債)	当年度 損益勘定 留保資金	
4. 下水道事業 資本的支出	1. 建設 改良費	西祇園橋圧送 管整備工事	円 102,000,000	円 80,000,000	円 0	円 80,000,000	円 0	円 80,000,000	円 80,000,000	円 0	円 40,000,000	円 40,000,000	円 0	円 0
合 計			102,000,000	80,000,000	0	80,000,000	0	80,000,000	80,000,000	0	40,000,000	40,000,000	0	0

報告第7号

令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和7年度芦屋町公共下水道事業会計建設改良費について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製し報告する。

令和8年6月11日提出

芦屋町長 貝掛 俊之

令和7年度 芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国庫 補助金	企業債	他会計 補助金 (過疎債)	当年度 損益勘定 留保資金			
4. 下水道事業 資本的支出	1. 建設 改良費	下水道事業事務 委託要求水準書 等作成業務委託	円 9,009,000	円 0	円 9,009,000	円 0	円 0	円 0	円 9,009,000	円 0	円 0	他事業との調整に 不測の日数を要した ため。
		雨水管調査業務 委託	8,000,000	2,486,218	5,513,000	0	0	0	5,513,000	782	0	調査計画の策定や 調整に不測の日数 を要したため。
合 計			17,009,000	2,486,218	14,522,000	0	0	0	14,522,000	782	0	

発議第1号

観光施策の推進に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり芦屋町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和8年6月11日提出

芦屋町議会議長 辻 本 一 夫 殿

提出者 芦屋町議会議員 長 島 毅

賛成者 芦屋町議会議員 内 海 猛 年

賛成者 芦屋町議会議員 中 西 智 昭

## 観光施策の推進に関する決議

芦屋町は、令和5年3月に「第2期芦屋町観光基本構想」を策定し、地域特性や様々な観光資源を活かした魅力あるまちづくりに取り組んでいる。これらは「観光によるまちづくり」を掲げる我が町にとって重要な施策であり、その実現に向けて日々尽力されている関係各位に深く敬意を表するものである。

一方、本町には海、歴史・文化、食など多くの観光資源が存在するものの、それぞれのPRは個別に展開され、横の連携や情報発信については更なる工夫の余地がある。

令和8年度には芦屋港レジャー港化に伴うボートパークも開業予定であり、観光客の町内回遊および観光消費の向上へとつなげる取り組みをさらに推し進めていかなければならない。

また、このような観光施策の推進主体は行政と観光協会であると考えているが、観光協会の現状は受託業務が主となっており、本来の観光施策に十分に力を注ぐことができていないように思われる。

県内唯一のあしや砂像展についても、交流人口の創出に大きく寄与してきた反面、季節限定・単発型イベントとしての側面や、運営を担う人材・体制面における課題が指摘されており、本イベントを将来にわたって継続していくには、イベントの実施・運営体制の見直しを図っていく必要がある。

以上のことから、本議会は本町に対し、持続可能で戦略的な観光振興施策への転換を図るよう強く要望する。

### 記

#### 1. 観光事業主体の連携強化

芦屋釜の里、芦屋歴史の里、マリントラスあしや、海浜公園、芦屋港など個々の事業主体がワンチームで観光施策に取り組む体制を検討すること。

#### 2. 観光協会への支援

行政と観光協会それぞれが担う役割を明確にし、観光協会が本来の業務である観光施策に集中して取り組めるよう必要な人的・財政面での支援を行うこと。

#### 3. 持続可能な「あしや砂像展」の在り方

季節や天候に左右されず安定して実施できるイベントの在り方について再検討を進めること。また、運営体制に関しても担当課の負担軽減を図るべく、実行委員会の在り方を見直し、これに必要な人的・財政面での支援を行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月 日

福岡県遠賀郡芦屋町議会